

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	2-7
法令名	水質汚濁防止法	根拠条項	14の3-1		
不利益処分	特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令				
1. 根拠規定					
(1) 知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、総理府令〔法施行規則〕で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者（相続又は合併によりその地位を継承した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者と異なる場合は、この限りでない。					
(2) 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。					
2. 処分基準					
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について（平成12年12月8日伺い定め）					
① 特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。					
② 「有害物質に該当する物質」とは、法施行令第2条に定められているカドミウム等の物質であり、措置命令の時点で同条に定められている物質である。					
③ 命令の客体となる者は、汚染原因者である特定事業場の設置者又は設置者であった者であるが、平成8年6月5日（改正法の公布の日）前に特定事業場の設置者でなくなった者は除かれる。					
④ 命令は、法施行規則第9条の3第1項に基づき、汚染原因者である特定事業場の設置者又は設置者であった者及び地下水の流動状況等を勘案して水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。					
⑤ 法に定める「被害を防止するため必要な限度」とは、法施行規則第9条の3第2項に定める浄化基準を越えて汚染された地下水に関し、次に掲げる地下水の利用等の状態に応じて、同項各号に定める地点（測定点）において浄化基準（汚染原因者が二以上ある場合には、削減目標）を達成することであり、これを限度に命令するものとする。					
(ア) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（規則第9条の3第2項第1号）					
「人の飲用に供せられる」とは、地下水を井戸等により直接に飲用に供することが地域において一般的である場合を指すものであり、上水道が整備されている場合であっても、地下水が常態として飲用されている場合が含まれる。「供せられることが確実である」ことについては、宅地開発等を行うべく所要の法令上又は地方公共団体の条例・要綱上の手続きをとっている地域において、将来的に地下水が飲用に供せられることが計画されていることをもって判断する。					
(イ) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条6項に規定する専用水道のための原水として取水施設により取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合（規則第9条の3第2項第2号）					
「取り入れられることが確実である」ことについては、上記（ア）の「供せられることが確実である」ことについてと同様に判断する。					
(ウ) 災害対策基準法（昭和36年法律第223号）第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合（規則第9条の3第2項第3号）					
「都道府県地域防災計画等」には、市町村地域防災計画、都道府県又は市町村の条例又は要綱等が含まれる。					
(エ) 水道環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合（規則第9条の3第2項第4号）					
河川等の公共用水域において水質汚濁に係る環境基準（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示					

第59号)別表1の項目の欄に掲げる項目に限る。)を超えて汚染され、又は汚染されることが確実であると判断されるときに、地下水がその汚染の主たる原因となる場合を指し、その地下水が浄化基準を超えているときに、措置命令の対象となることとなる。

また、「原因となることが確実である」ことについては、汚染源からの距離、地下水の流向、流速等を勘案して判断する。

- ⑥ 命令の「相当の期限」は、法施行規則第9条の3第3項に基づき、④の地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、汚染原因者の技術的、経済的能力等を十分勘案し、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

3. その他

本件命令は、法施行規則第9条の3第4項の規定に基づき、④の地下水の範囲、達成すべき浄化基準(汚染原因者が二以上ある場合には、削減目標)、⑥の相当の期限その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。